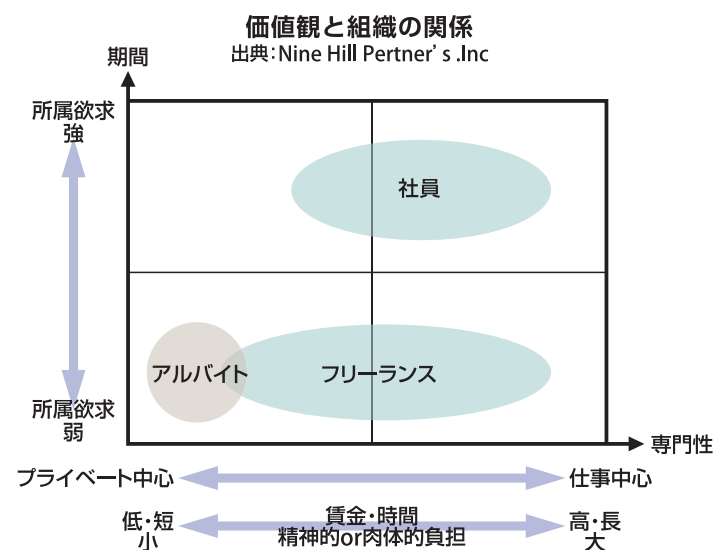




す。雇用契約は労働時間に対し賃金の支払を約する契約で、労使双方はこの契約上の権利と義務に拘束されます。しかし、イケてる治療院は、そもそもの発想が違います。まず、モチベーションが上がるような仕組みづくりを常に考えています。そして、個人と組織の関わりにフォーカスし、仕事内容とお金、時間の観点から契約をバリエーションとして用意しています。そして、ワークライフバランスの実現を目的に、本人にはその中からベストな契約形態を選択してもらいます。

雇用と委託の違い

契約形態	雇用契約	委託契約
指揮命令	あり(労働者)	なし(個人事業主)
拘束	労働時間	仕事の完成
対価	賃金 (月給・日給・時給・歩合制)	報酬 (代金・歩率(契約内容による))
主な法律	労基法・最賃法	民法

具体的には雇用契約だけでなく個人事業主と

③ 進化系治療院の実際
受付があり、待合室があり、施術台がある。そしてそこで働く店長やスタッフたち。一見、なにもしないが見えないスタッフたちですが、実は契約形態はさまざまです。職名は治療院独自のものになりスタッフは雇用契約が大半ですが、専門性が高くなるとフリーランス契約やFC契約であったりします。また、院にシナジー効果のある事業を展開し、場所貸しするケースもあります。

④ 人材の確保と定着に向けて
仕事の内容を明確にし、指揮命令があるのか、労働者性があるのかを意識した上で、報酬の支払い方を整理すると、多様な契約関係も可能になります。しかし、法律は実態判断ですので法的にアウトなものやグレーなものもあつたりするので、その導入にあたっては相当な注意が必要です。現場に即した働き方を推進したつもりがいつの間にか法的にアウトなものになってしまいう可能性もあるからです。
給与体系をつくり、それを就業規則や契約書で明確にする。「人材の確保と定着」においては、時にはこうした視点も必要になるでしょう。
進化系治療院は、当事者間の取り決めやルール化が進んだ事業所ともいえるのです。

シリーズ | シンクタンク岡事務所の経営労務相談室 [vol.2]



治療院に強い 社会保険労務士事務所

シンクタンク岡事務所 労務コンサルタント 洲鎌 亜美

新年明けましておめでとございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。
経営労務相談室、早くも2回目となりました。1回目の経営労務相談室では、経営を労務の観点からステージ別で切り込んでみましたが大変な反響でした。やはり人材確保と定着が次第に困難になってきているのだと改めて感じた次第です。そこで、今回は、労務コンサルタントの洲鎌亜美がお届けいたします。

① イケてる治療院の労務

2回目の今回はイケてる治療院の労務です。ちょっとキャッチーな題名にしてみました。が、イケてるかどうかは人それぞれ判断が違つので、「進化系治療院」ということで今回は契約形態について取り上げます。進化系治療院とは、私が勝手にネーミングしたもので、当然聞いたことはないと思いますが、「人材の確保と定着」で時代の先を行っている治療院を私はそう呼んでいます。

こうした治療院にはたいてい、独自のルールがあります。それは契約形態です。時代の先を行く治療院では従業員との関係において従来のような労使の関係ではなく、とてもシンプルで、かつ透明性のある関係性を築いています。そこに

は、やる気を引き出すための給与(報酬)体系があります。また、従業員を雇うだけでなく、アシリートや介護事業者、医師や社労士などの土業者、そのほか異業種の事業者とも契約をします。経営は、常に柔軟な発想で、業界の慣習に囚われていないというのも特徴的です。

② 逆転の発想

進化系治療院は、専門的には労働力ポートフォリオの再構築とBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)が進んだ事業者といえます。

従業員を雇用する上での契約は雇用契約で

Narrator's profile

洲鎌 亜美 Sugama Ami

・労務コンサルタント
・ナイン・ヒル・パートナーズ(株)取締役。
治療院をはじめとする医療・介護の労務に精通する。また、イラストレーター・漫画家として治療院の広告を数多く手掛ける。小説家・画家でもある(MonAmie)。著書に『H-アッシュー仮想通貨BLOODとAIになった歌姫』(三冬社)などがある。